

国民健康保険税のお知らせ

平成27年度の納税通知書を6月中旬に郵送します

問い合わせ
国民健康保険グループ
(☎051771)

課税限度額が昨年度から一部変更されました

区分	医療給付費分		介護納付金分 (40歳以上65歳未満の方)		後期高齢者医療支援金等分	
	税率など	計算方法	税率など	計算方法	税率など	計算方法
(A) 所得割	8.3%	各加入者の【平成26年中の所得-33万円】の合算×8.3%	2.5%	介護該当者の【平成26年中の所得-33万円】の合算×2.5%	1.8%	各加入者の【平成26年中の所得-33万円】の合算×1.8%
(B) 均等割	2万6,000円	世帯の加入者数×2万6,000円	5,200円	介護該当者の加入者数×5,200円	3,800円	世帯の加入者数×3,800円
(C) 平等割	2万5,000円	1世帯あたりの定額	5,800円	介護該当者がいる1世帯あたりの定額	4,000円	1世帯あたりの定額
課税限度額	51万円		14万円		16万円	
合計	(A)+(B)+(C) =課税額①		(A)+(B)+(C) =課税額②		(A)+(B)+(C) =課税額③	
①+②+③=1年間の国民健康保険税額						

※『介護納付金分』の課税限度額が12万円から14万円に、『後期高齢者医療支援金等分』の課税限度額が14万円から16万円になりました。

※国民健康保険税は、国民健康保険の財政状況に応じて、毎年税率などの見直しを行っています。現在、医療費の減らない状況が続いており、次年度以降の税率は増額改正が必要な状況です。

国民健康保険税の納め方 ※納付には、口座振替が便利です。

○納付書（普通徴収）、○口座振替（普通徴収）、○年金からの天引き（特別徴収）

すでに年金から天引きされている世帯	これからも年金からお支払いいただきます。 ※口座振替に変更したい場合は、国民健康保険グループ備え付けの変更申出書により変更できます。詳しくは問い合わせください。
まだ年金から天引きされていない世帯	<ul style="list-style-type: none"> ①天引きの対象となる年金の受給年額が18万円未満の方 ②介護保険料との合計額が、天引きの対象となる年金受給額の半分を超える方 ③世帯主が国民健康保険に加入していない世帯 ④65歳未満の国保被保険者がいる世帯 ⑤世帯主が年度内に75歳になる世帯 <p style="text-align: right;">} 納付書または口座振替で納めてください。</p>
上記以外の世帯 ※4月2日以降に国民健康保険に加入した世帯など。	年金からの天引きが始まるまでは、納付書または口座振替で納めてください。 ※加入時期などにより、年金からの天引きの開始時期が異なります。

特別徴収の額など

<すでに特別徴収となっている場合>

特別徴収（仮徴収）			特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	2月
本年度税額が決定する前は、仮算定された税額（前年度2月と同額）を徴収します。			税額決定後、年間の保険税から仮徴収分を差し引いた額を徴収します。		

<年度途中から特別徴収を開始する場合（10月から開始の例）>

普通徴収				特別徴収（本徴収）		
1期（6月）	2期（7月）	3期（8月）	4期（9月）	10月	12月	2月
年間保険税額のおおむね半額を4回に分けて、これまでどおり納付書または口座振替で徴収します。				残りの半額を年金から徴収します。		